

第30回中小企業政策審議会における意見について

1. 取引の適正化について

中小企業庁においては、「世耕プラン」を始め、近年、様々な取り組みを精力的に実施して頂いていることを高く評価している。しかし、現場では耳を疑うような事例が未だに聞こえてくる。こうした事例は、企業の経営方針ではなく取引にかかわる担当者の独断で行われているケースも多い。いわばコーポレートガバナンスの問題であり徹底する必要があると考える。

事例①

企業業績の悪化により、労使が賃金カットに合意をした際に、その賃金カットで生じた原資分の取引価格の値下げ要請があった。

事例②

部品が完成し出荷検査の段階で、値下げをしなければこの部品は引き取れないと言われ、違法行為だと抗議したら、「違法は承知している。違法にならない様に他の部品単価を下げろ」と言われた。

事例③

見積もりを提出するのに入札料が必要だと言われた。

2. COVID-19の影響について

製造業において、COVID-19の影響は、中国をはじめとする輸出の減少、あるいは輸入部品の欠品によるライン停止、株価の暴落による企業価値の減少、円高の進行による利益率の低下、などが考えられるが、こうした影響は主に内需型の取引をしている中小製造業よりも大手企業に顕著に表れる。今後、大手企業の利益確保のため、中小企業に対する根拠に乏しい値下げ要請が出てくるのではないかと懸念される。リーマンショックの際には、材料費も出ないような価格での取引が横行し、中小企業の価格交渉力が著しく低下したことはデータでも明らかである。しかも、これら引き下げられた取引価格は多くが景気回復後も値戻しがされていない。リーマンショック時と同じことが起きない様に厳しく監視する必要がある。

3. 技術革新について

1990年代以降、価格交渉力が低下の一途を辿った中小製造業の現実を見た時、IT革命に乗り遅れた中小企業の実態が浮かび上がってくる。今、IoTやAIといった新しい技術は新たな産業革命を引き起こそうとしている。こうした新しい技術を巨大資本に独占させないようにしなければならない。第4次産業革命は中小企業が担ってきた比較的付加価値の低い仕事を奪う危険があるが、だからと言って技術革新を否定することは、自らの未来を自ら否定することに他ならない。資本力の差が新技術導入の決定的な差とならない様に、政策面での支援が必要である。どんなに技術が進んでも、人間の労働を中心に据えるべきであり、多様な中小企業の存在が日本の製造業の強みであることは変わらないと考える。IT革命と同じ轍を踏んではならない。

4. 中小企業で働くということ

中小企業における人手不足は深刻であり、いわゆる人手不足倒産や後継者不足廃業も散見される。中小企業で働くということが一般的にネガティブにとらえられている現実を変えていかなければならない。そのためには中小企業における労働条件を改善することが求められる。更に、中小企業で働く、あるいは中小企業を起業するという挑戦が果敢に行えるための社会的セーフティーネットを作ることが必要条件となる。その上で、あらゆる教育課程において、中小企業で働く意義と起業する意義を教える必要がある。中小企業憲章には次のように記載されている。

「中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。」

中小企業憲章の国会決議を行うなど、具体的な行動が求められている。

5. 賃金の国際比較

日本の賃金水準は主要先進国に比して下位に位置し、とりわけ中小製造業においてはアジア諸国と比較しても、国内ものづくりの空洞化が懸念された90年代とは比較にならない水準にまで低下している。こうした状況が明らかになるような指標の一つとして、単位労働コストがあり、為替や物価変動の影響が出ないため外資系の企業で指標として使われている。こうした指標も含め、賃金の国際比較ができるようにしてもらいたい。